

～弓浜地区にお住まいの皆さまへ～

米子市 合併処理浄化槽維持管理費補助金について

令和8年2月

米子市上下水道局営業課

1 これまでの経過～米子市の生活排水対策の見直しについて～

令和6年度末に弓浜地区※の公共下水道の事業計画区域を変更

➡汚水処理施設の概成後（令和9年度以降）は、

公共下水道の新規整備から、合併処理浄化槽を主体とした生活排水対策へ移行

※夜見、富益、和田、大篠津、崎津地区（公共下水道事業計画区域を除く）

* 令和5年11月及び12月に住民説明会実施済み

【浄化槽の支援策について】

- 合併処理浄化槽への切替え設置補助（平成31年度から拡大実施）
- 宅内配管及び既存槽撤去費用への補助（令和7年度から実施）
- 新築に伴う合併処理浄化槽設置補助（令和7年度から実施）
- ◎維持管理の一括契約によるトータルコスト削減及び事務手続きの簡素化（令和8年4月から開始）
- ◎維持管理費の補助（令和8年4月から開始）

2 浄化槽の維持管理について

浄化槽の機能を十分に発揮するために、浄化槽法で以下の3点を実施するよう義務付けられています。

保守点検	浄化槽の機能を維持させるもの 汚泥の堆積状況の把握、ブロア（送風機）等機器の点検、消毒剤の補充など 必要回数：年3回以上（浄化槽の種類、大きさ等により異なる）
清掃	浄化槽の機能を回復させるもの 汚泥の引き抜き、付属装置の洗浄、内部の異常の確認など 必要回数：年1回以上
法定検査 （浄化槽法 第11条検査）	保守点検及び清掃が適正に実施され、浄化槽の機能が正常に維持されているか否かを確認するもの（県の指定検査機関が実施） 外観検査、水質検査、書類検査 必要回数：年1回

3 補助対象地域

下の図の黄色部分が補助の対象地域となります。
(令和6年度末に公共下水道から合併処理浄化槽による生活排水対策へ変更した区域)



4 補助対象者

補助対象地域（左の図の黄色の地区）に設置されている

合併処理浄化槽の管理者(*)
(法人含む)

*浄化槽管理者とは、浄化槽法第7条第1項に基づく「当該浄化槽の所有者、占有者その他の者で当該浄化槽の管理について権原を有するもの」です。

※単独処理浄化槽は対象外となります。

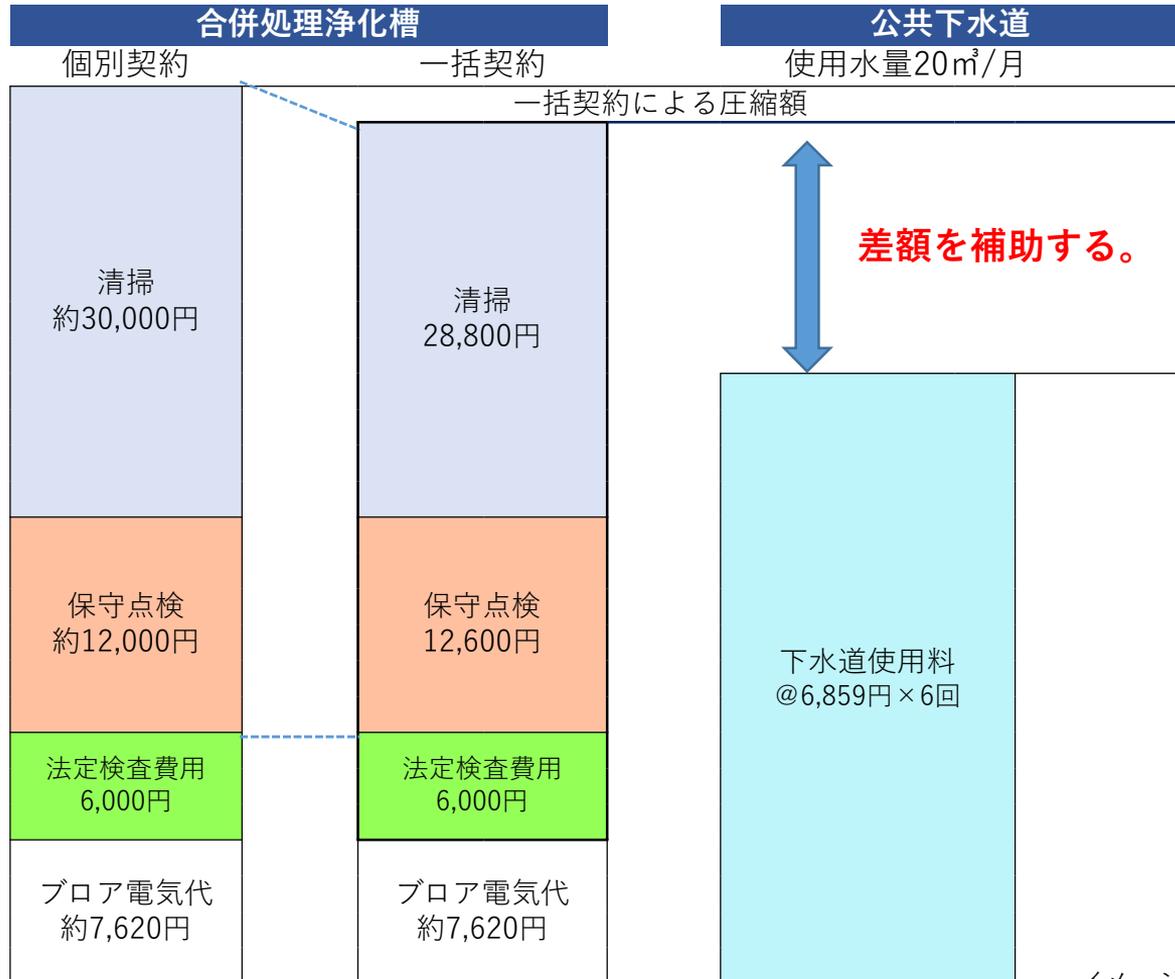
5 補助額設定の考え方について

【合併処理浄化槽】

平均的な4人世帯
(5人槽)を想定
※一括契約は米子市
環境事業公社の一
括契約年額(モア
コンパクト・コン
パクト型)

【公共下水道】

平均的な4人世帯
で1か月あたりの
使用水量20m³を
基準とする。
※令和7年度現在
の使用料水準



6 補助額

単位：円（税込み）

		5～6人槽	7人槽	8～10人槽
補助額 (A)-(B) 【定額】		14,000	24,000	31,000
合併処理浄化槽 維持管理費	一括契約 保守点検、清掃、法定検査	47,400	53,400	65,400
	【参考】 営業課調べ平均額	(48,000)	(58,000)	(68,000)
	ブロー電気代	7,620	11,424	19,692
	合計(A)	55,020	64,824	85,092
下水道使用料 (B)	(20m ³ /月) @6,859/2月×6回	41,154	41,154	
	(25m ³ /月) @9,037/2月×6回			54,222

※11人槽以上の補助額は一律31,000円

7 補助制度の開始時期等

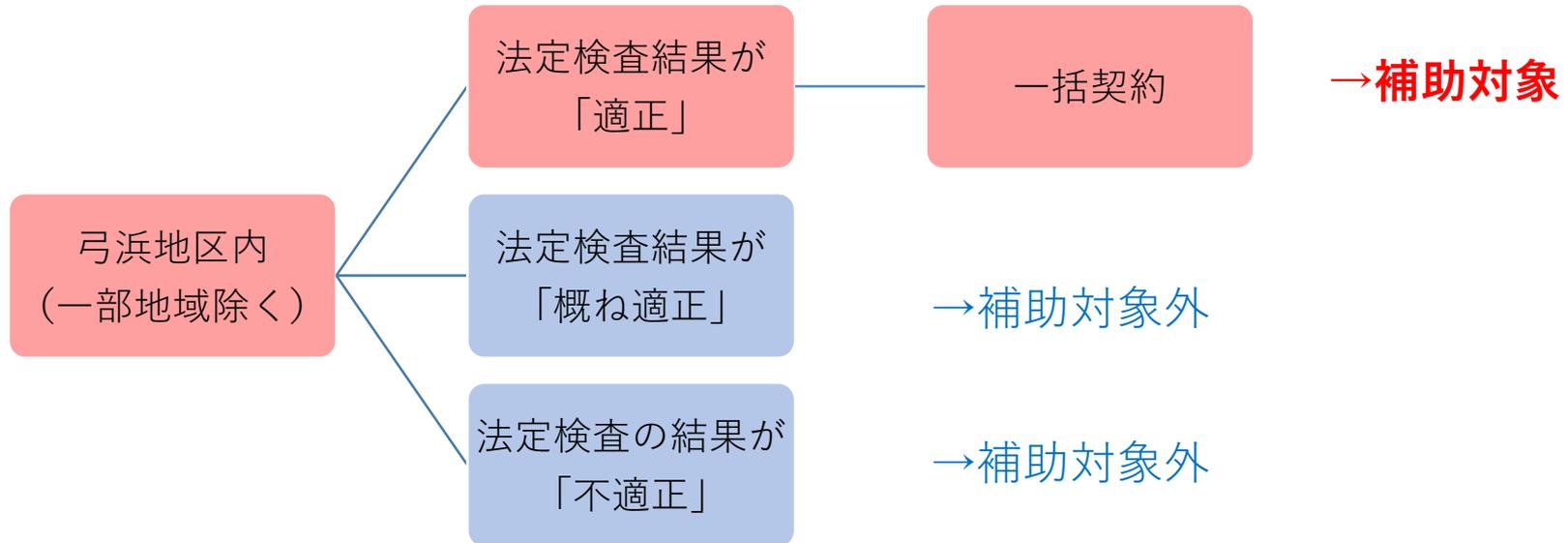
令和8年4月1日

※補助金の申請は年度（4月1日から翌年3月31日までの間）につき1回のみです。

※法定検査（11条）の検査年月日から3か月以内に申請が必要となります。

8 補助の要件

- ①申請年度の法定検査（法第11条）結果が「適正」判定であること。
（9ページ参照）
- ②保守点検・清掃・法定検査の一括契約を締結していること※。



※一括契約の締結を原則としますが、一括契約と同等の維持管理が実施されたものも補助対象とします（8ページ参照）。

【浄化槽の維持管理における一括契約とは】

浄化槽の管理者が法律で義務付けられている3つの維持管理について個別に契約となっているものを一つの契約でまとめて行うものです。契約窓口が一本化され、維持管理費用の支払い等の手続きが簡素化されます。

【法定検査（浄化槽法第11条）】

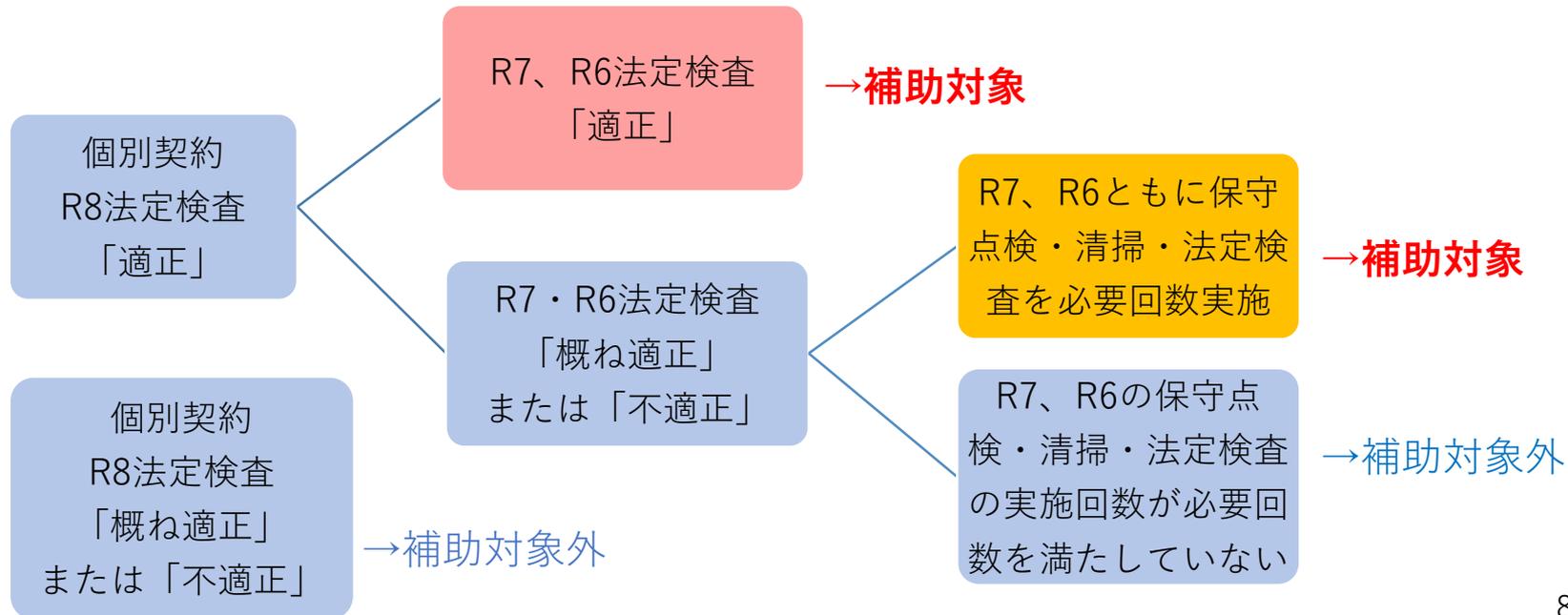
外観検査、水質検査、書類検査の結果を総合的に勘案して、「適正」「概ね適正」「不適正」のいずれかに該当するかを判定することとされています。

外観検査	浄化槽の処理機能が確保されているかを確認するもの。浄化槽本体の状態や悪臭、害虫の発生状況などを確認。
水質検査	浄化槽で処理した後の放流水の水質が基準を満たしているかを確認するもの。放流水のBOD（生物化学的酸素要求量）検査など。
書類検査	維持管理が適正にされているかを確認するもの。保守点検、清掃の実施状況及びその記録を確認。

※一括契約と同等の維持管理が実施されたものとは

「直近3年間の保守点検、清掃、法定検査が適正に実施されていること。」

(例) 個別契約による令和8年度申請の場合



法定検査の判定結果の見方について

判定結果（「適正」「概ね適正」「不適正」）はこちらに記載されています。

8 ページのオレンジ色の欄

R6・R7の判定結果が「概ね適正」または「不適正」であっても補助対象となる場合は

○法令に定められた期間毎に1回以上の保守点検が実施されている。

→①の「3 保守点検の回数」が「A（良）」

○法定に定められた毎年1回の清掃が実施されている。

→②の「3 清掃の回数」が「A（良）」



【10人槽以下用】
整理番号

浄化槽法第11条検査結果書

No. 99999

検査機関名 公益財団法人鳥取県保健事業団
検査員氏名 印

検査年月日 令和 年 月 日

管理者名 管理者住所 施設名 設置場所 設置年月日 年 月 日 処理対象人員 人 (計測流入汚水量 m ³ /日) 実使用人員 人 (実流入汚水量 m ³ /日) 処理目標BOD mg/l	管轄行政機関 浄化槽の種類 (1 工場生産、2 現場打ち) 処理方式 (後処理) 放流先 一メーカ一 保守点検業者 清掃業者
---	--

判定

所見及び留意事項

1 外観検査 良：A 可：B 不可：C 該当外：-

検査項目	判定	検査項目	判定	検査項目	判定
1 漏水		8 扉類設置の固定		15 その他の単位装置の水位、水流	
2 腐食		9 その他の汚濁設備の固定		16 原水ポンプ槽の汚泥、スカム	
3 上部スラブ打設の有無		10 設置場所の状況		17 流量調整槽の汚泥、スカム	
4 架上げ		11 扉類設置		18 腐敗室、沈殿分離槽、曝気槽の汚泥、スカム	
5 槽上部、周辺、構造		12 その他の設備		19 悪臭の発生	
6 土砂の流入		13 流入管まき(路)		20 悪臭防止措置の実施状況	
7 スクリーン設備の固定		14 換気ろ床槽の水位		21 か、ほえ等の発生状況	

2 水質検査 良：A 可：B 不可：C 該当外：-

検査項目	測定値	判定
1 残留塩素濃度	mg/l	
2 透明度	度	
3 B O D	mg/l	

3 書類検査 良：A 可：B 不可：C

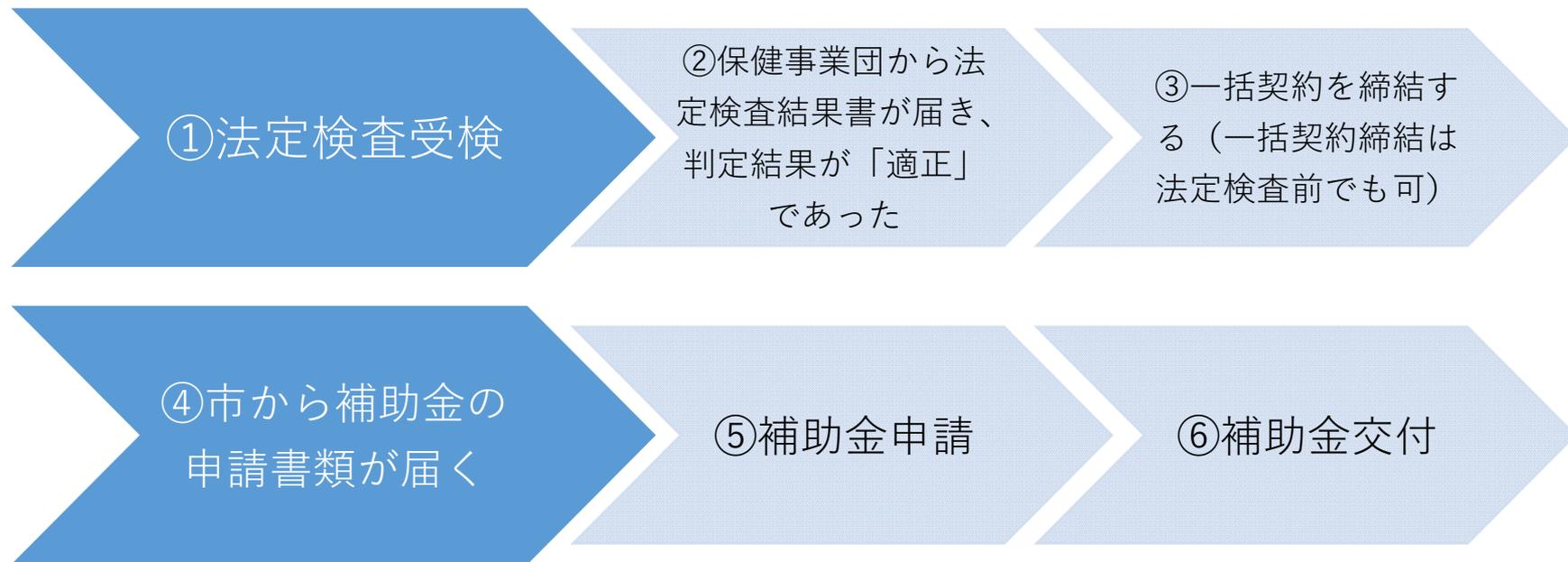
検査項目	判定	検査項目	判定
1 保守点検記録		1 記録の有無	
2 記録の内容		2 記録の内容	
3 保守点検の回数		3 清掃の回数	

【水質検査項目の判定が「不可」の場合に追加する外観検査】

*水質検査項目の判定が「良」または「可」である場合は、以下の検査の必要はありません。良：A 可：B 不可：C 該当外：-

検査項目	判定	検査項目	判定	検査項目	判定
22 水平	*	41 逆風機	*	59 生物ろ過槽、担体流動槽の水位、水流	*
23 浮上、沈下	*	42 駆動装置	*	60 平面酸化床、曝気ろ床の水流	*
24 破損、変形	*	43 ばっ気装置	*	61 沈殿槽の水位、水流	*
25 雨水の流入	*	44 視界装置	*	62 ばっ気槽、接触ばっ気槽の汚泥、スカム	*
26 その他特殊な排水の流入	*	45 汚泥運(移)送装置	*	63 生物ろ過槽及び担体流動槽の汚泥、スカム	*
27 ポンプ設置の固定	*	46 逆送装置、洗浄装置	*	64 沈殿室(槽)の汚泥、スカム	*
28 接触材、ろ材等の固定	*	47 曝モジュール	*	65 消毒室(槽)の汚泥、スカム	*
29 ばっ気装置の固定	*	48 制御装置	*	66 消泡ポンプ槽、水中ブロー機の汚泥、スカム	*
30 視界装置の固定	*	49 調整装置	*	67 放流ポンプ槽の汚泥、スカム	*
31 逆送装置、洗浄装置の固定	*	50 生物膜の状況	*	68 汚泥処理設備の汚泥、スカム	*
32 汚泥運(移)送装置の固定	*	51 汚泥性の状況	*	69 汚泥の流出状況	*
33 曝モジュールの固定	*	52 放流管まき(路)	*	70 油類の流入	*
34 消毒設備の固定	*	53 各単位装置間	*	71 処理対象以外の排水の流入	*
35 越流せき等の固定	*	54 越流せきにおける越流	*	72 異物の流入	*
36 腐蝕、仕切板、移流管(口)の固定	*	55 原水(放流)ポンプ槽の水位	*	73 洗浄用水等の使用	*
37 流入、放流管まきの設置	*	56 流量調整槽の水位、水流	*	74 消毒剤の有無	*
38 送風機の設置	*	57 ばっ気槽の水流	*	75 処理水と消毒剤の接触	*
39 増設等	*	58 接触ばっ気槽の水位、水流	*	76 その他の事項	*
40 ポンプ	*			()	*

9 申請の流れ（1年目）



※法定検査（11条）検査年月日から3ヶ月以内に申請が必要です。

10 補助金申請の添付書類

一括契約の場合：一括契約書の写し

※契約者と浄化槽管理者が同一である必要があります。

個別契約の場合：法定検査結果の写しまたは保守点検、清掃記録の写し
(いずれも直近3年分)

※申請年度分の法定検査結果及び保守点検、清掃の記録の写しは
添付を省略することができます。

11 補助金についての問い合わせ先

米子市上下水道局営業課普及担当

〒683-0008

米子市車尾南二丁目8番1号

TEL：0859-34-1387

FAX：0859-34-7515

メール：suido-eigyo@city.yonago.lg.jp

12 一括契約についての問い合わせ先

協同組合 米子市環境事業公社

〒683-0852

米子市河崎3280番地1

米子市クリーンセンター 3階

TEL：0859-30-4895

FAX：0859-30-4896

HP：<https://www.yonagokousya.net/index.html>



13 その他

- 現在くみ取り槽・単独処理浄化槽をお使いの方は、合併処理浄化槽へ切替設置（＊）をした後、維持管理費補助の要件を満たせば、補助金の申請をすることができます。（＊切替設置費に対しての補助制度もございますので活用をご検討ください。）
- 浄化槽を使用・管理されている方（浄化槽管理者）ご本人からの申請となります。ご本人以外のお名前での申請はできません。浄化槽管理者が変更となった場合は、「浄化槽管理者変更報告書」の提出が別途必要となります。
- 一括契約をしている方は、補助金の交付を受けてから、法定検査を受検し、判定結果が「適正」であれば最大で5年間は自動的に同一口座に補助金を振り込みます。
- 個別契約の方は毎年申請が必要になります。
- 糖尿病の治療薬を使用している方が浄化槽を使用された場合、適正に維持管理を実施していても法定検査の結果が「適正」にならないことがあります。補助対象となる場合がありますので、米子市上下水道局営業課までご相談ください。

【問い合わせ先】

米子市車尾南二丁目8番1号

米子市上下水道局営業課普及担当

TEL：0859-34-1387

FAX：0859-34-7515

メール：suido-eigyo@city.yonago.lg.jp